



# 重要事項説明書(福祉用具貸与)

## 会社説明ご案内書類

介護レンタル

まんまる  
合同会社

### 1. 事業所及び事業者の概要

|          |                                     |       |                            |
|----------|-------------------------------------|-------|----------------------------|
| 事業所名     | 介護ショップ まんまる                         | 所在地   | 〒519-0111三重県亀山市栄町1488-205  |
| 電話番号     | 0595-84-0202(連絡先・緊急時対応)             | 事業所番号 | 2470400355 号               |
| F A X    | 0595-84-0203                        | 管理者   | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |
| E-mail   | manmarukaigo@ybb.ne.jp              | 事業指定  | 平成19年 6月 1日                |
| サービス提供地域 | 亀山市、鈴鹿、津市、四日市市、三重郡、桑名市、桑名郡          |       |                            |
| 事業内容     | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防販売 |       |                            |
| 事業者(法人)  | まんまる合同会社                            | 所在地   | 〒512-1111三重県四日市市山田町3027番地1 |
| FAX      | 059-328-2708                        | 設立年月日 | 平成19年4月23日                 |
| 法人番号     | 1903-03-000555                      | 代表    | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |

#### 事業目的・方針

ご利用者様が要介護状態にある高齢者に対し、福祉用具貸与が必要と判断し介護支援・自立支援につながりご提供することを目的とする。

福祉用具専門相談員は、ご利用者様の必要性を判断し、身体状況・環境をふまえ日常生活において支援、向上資するとともに介護する方のご負担を軽減、支援する方針とする。

また、関係各市町村、医療・福祉サービスの密接な連携を図り連絡、報告、調整と居宅サービス事業としてのご提供に努める方針とする。



### 2. 事業所の職員体制

| 種類        | 従事するサービスの内容                                                                            | 人員                               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 管理者       | 管理者は、事業所の従業員及び業務の現地状況の把握及び業務の管理を一元的に行い管理者も福祉用具専門相談員として相談支援業務に従事する                      | 常勤兼務<br>1名                       |
| 福祉用具専門相談員 | 専門相談員は、寝たきり等の介護を要する高齢者などの身体状況や介護状況に応じて選定判断し、居宅計画サービスに基づき相談・支援援助業務に従事する<br>同上<br>管理者と兼務 | 常勤専従<br>3名<br>常勤兼務<br>1名<br>計 4名 |

### 3. 営業日及び営業時間

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 営業日  | 月曜～土曜日(日曜日・祝日、12月30日～1月3日除く)      |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時00分(土曜日8時30分～午後3時00分) |

- 福祉用具専門相談員としての専門知識(マニア)として  
「マ・・・まんまるに ニ・・・にこにこ ア・・・あったかい」サービスをめざします。
- まんまるの会社名由来:「満ちたりた・まる～〇(円)」後ろから読んで円満となり、福祉用具をご利用される方も介護される方もまんまるに「円満」になっていただければと命名いたしました。

#### 4. 福祉用具貸与ご提供方法 (車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト(吊り具除く)・自動排泄処理装置(交換可能部品除く)

- ☺ 福祉用具貸与のご提供は、ご利用者様の身体状況・環境を踏まえ、福祉用具が必要と判断され、商品選定しご利用されることにより支援が可能となるよう専門知識に基づきご相談に応じるとともに、文書を示しその機能使用方法、利用料等に関する情報をご提供し、貸与に係る同意を得るものとする。  
また、ご利用者様との希望に合わせて納品・引上げ等の日時調整できるよう最善をつくすものとする。
- ☺ 福祉用具貸与のご提供は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った福祉用具のご提供を行い、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、ご利用者様に係る介護支援専門員(ケアマネージャー)により、少なくとも6ヶ月に1回その必要性が検討されたうえで、継続が必要な場合にはその理由が当該計画に記載されるように必要な措置を講じます。
- ☺ 福祉用具専門相談員は、ご利用者の身体状況、希望及び置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与の目標、を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成し、ご利用者様又はその家族様に對して説明及びご利用者様の同意を得て交付し、尚当該計画の実施状況を把握し必要に応じて計画変更を行います。

#### 5. 衛生管理等

- ☺ 従事者の衛生管理の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めるものといたします。
- ☺ 回収した福祉用具につきましては、適切な方法により速やかに消毒を行い、保管場所は清潔・汚品を区別保管しております。(商品消毒は、業務委託となります。)

#### 6. 福祉用具貸与のサービス利用料及びご利用者様負担及びお支払い

- ☺ サービス利用料は、当社福祉用具レンタルカタログに表示いたします。
  - カタログにご利用者様負担明記させていただいております。(月額レンタル料金の法令等で定められた負担となります。)
  - 月の16日以降の納品、15日以前の引上げの場合、サービス料が半額(1/2)となります。  
但し、同月内での納品・引上げは1ヶ月分の料金となります。
- \* 契約書にも詳細をのせており、担当者よりご説明させていただきます。
- ☺ その他の費用は、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合は、事前に相談承諾いただいた場合は、その係る最低必要実費を徴収する場合があります。
- ☺ 利用料金のお支払につきましては、現金お支払いと口座引落とし用紙のご記入により、(銀行、信用金庫、労働金庫、農協、信用組合、郵便局)からの引落としによるお支払いとなります。
  - \* 引き落とし(代行会社)の手続きに約2か月かかる場合があります。
  - \* 金融機関の休日により引落としが翌営業日になることをご了承ください。

#### 7. 個人情報の取扱い及び守秘義務/サービス提供記録開示

- ☺ 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族様の個人情報並びに守秘義務を原則とし必要使用目的以外、漏らしません。また、従事者でなくなった後(退職)においてもこれらの個人情報、守秘義務を雇用時に契約内容としています。
- ☺ サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いる場合はご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意をあらかじめ、文書により得るものとします。(個人情報使用目的以外の場合もその都度、ご承諾いただくようにします。)
- ☺ ご利用者様・ご家族様からのサービス提供記録等開示要求のあった場合は、双方立会いのもと開示いたします。

7. 苦情の受付につきまして

☺ 当事業所の苦情・クレーム・修理・相談ご要望は、事業所内に担当設置いたしております。

苦情・相談受付担当窓口                      担当者(管理者) 田中 勇仁(たなか はやひと)

受付時間及び連絡先                      営業日及び営業時間 ☎ 0595-84-0202

☺ 行政機関その他受付機関

|                  |              |                |              |
|------------------|--------------|----------------|--------------|
| 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 | 059-369-3204 | 津市役所 福祉部 介護保険課 | 059-229-3149 |
| 四日市市役所 介護高齢福祉課   | 059-354-8170 | 菰野町役場 福祉課      | 059-391-1125 |
| 川越町役場 福祉課        | 059-366-7116 | 朝日町役場 町民福祉課    | 059-377-5652 |
| 桑名市役所 保健福祉部      | 0594-24-1170 | 三重県国民健康保険団体連合会 | 059-222-4165 |

令和                      年                      月                      日

☺ 福祉用具貸与サービスのご提供に、ご利用者様または、ご家族様に本書面にて重要事項説明を行いました。

(事業所)      介護ショップ      まんまる  
                 三重県亀山市栄町1488-205  
                 管理者                      田中 勇仁  
                 重要事項説明者              福祉用具専門相談員



☺ 本書面にて重要事項説明を受け、福祉用具貸与サービス提供に同意いたします。

☺ 尚、福祉用具サービス計画(個別援助計画)の交付を受領いたします。  
(ご利用者様)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(代 行 者 様)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

ご利用者様との続柄

☺ ご利用者様の自署・捺印が困難ケースや、意思決定が困難な場合など代行者による署名捺印を宜しくお願いいたします。



# 重 要 事 項 説 明 書(介護予防福祉用具貸与)

## 会 社 説 明 ご 案 内 書 類

予防レンタル

**まんまる**  
合同会社

### 1. 事業所及び事業者の概要

|          |                                     |       |                            |
|----------|-------------------------------------|-------|----------------------------|
| 事業所名     | 介護ショップ まんまる                         | 所在地   | 〒519-0111三重県亀山市栄町1488-205  |
| 電話番号     | 0595-84-0202(連絡先・緊急時対応)             | 事業所番号 | 2470400355 号               |
| F A X    | 0595-84-0203                        | 管 理 者 | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |
| E -mail  | manmarukaigo@ybb.ne.jp              | 事業指定  | 平成19年 6月 1日                |
| サービス提供地域 | 亀山市、鈴鹿、津市、四日市市、三重郡、桑名市、桑名郡          |       |                            |
| 事業内容     | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防販売 |       |                            |
| 事業者(法人)  | まんまる合同会社                            | 所在地   | 〒512-1111三重県四日市市山田町3027番地1 |
| FAX      | 059-328-2708                        | 設立年月日 | 平成19年4月23日                 |
| 法人番号     | 1903-03-000555                      | 代 表   | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |

#### 事業目的・方針



ご利用者様が要支援状態にある高齢者に対し、介護予防福祉用具貸与が必要と判断し予防支援・自立支援につながりご提供することを目的とする。

福祉用具専門相談員は、ご利用者様の必要性を判断し、身体状況・環境をふまえ日常生活において支援、向上資するとともに介護する方のご負担を軽減、支援する方針とする。

また、関係各市町村、医療・福祉サービスの密接な連携を図り連絡、報告、調整と居宅サービス事業としてのご提供に努める方針とする。

### 2. 事業所の職員体制

| 種 類       | 従事するサービスの内容                                                                           | 人 員                              |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 管 理 者     | 管理者は、事業所の従業員及び業務の実地状況の把握及び業務の管理を一元的に行い管理者も福祉用具専門相談員として相談支援業務に従事する                     | 常勤兼務<br>1名                       |
| 福祉用具専門相談員 | 専門相談員は、寝たきり等の介護を要する高齢者などの身体状況や介護予防状況に配慮判断し、居宅計画サービスに基づき相談・支援援助業務に従事する<br>同上<br>管理者と兼務 | 常勤専従<br>3名<br>常勤兼務<br>1名<br>計 4名 |

### 3. 営業日及び営業時間

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 営 業 日   | 月曜 ～ 土曜日(日曜日・祝日、12月30日～1月3日除く)    |
| 営 業 時 間 | 午前8時30分～午後5時00分(土曜日8時30分～午後3時00分) |

☺ 福祉用具専門相談員としての専門知識(マニア)として

「マ・・・まんまるに ニ・・・にこにこ ア・・・あったかい」サービスをめざします。

☺ まんまるの会社名由来:「満ちたりた・まる～〇(円)」後ろから読んで円満となり、福祉用具をご利用される方も介護される方もまんまるに「円満」になっていただければと命名いたしました。

4. 介護予防福祉用具貸与ご提供方法 (車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊感知器・移動用リフト(吊り具除く)・自動排泄処理装置(交換可能部品除く))

- ☺ 介護予防福祉用具貸与のご提供は、ご利用者様の身体状況・環境を踏まえ、福祉用具が必要と判断され、商品選定しご利用されることにより支援が可能となるよう専門知識に基づきご相談に応じるとともに、文書を示しその機能使用方法、利用料等に関する情報をご提供し、貸与に係る同意を得るものとする。  
また、ご利用者様との希望に合わせて納品・引上げ等の日時調整できるよう最善をつくすものとする。
- ☺ 介護予防福祉用具貸与のご提供は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った福祉用具のご提供を行い、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、ご利用者様に係る介護支援専門員(ケアマネージャー)により、少なくとも6ヶ月に1回その必要性が検討されたうえで、継続が必要な場合にはその理由が当該計画に記載されるように必要な措置を講じます。
- ☺ 福祉用具専門相談員は、ご利用者の身体状況、希望及び置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与の目標、を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成し、ご利用者様又はその家族様に対して説明及びご利用者様の同意を得て交付し、尚当該計画の実施状況を把握し必要に応じて計画変更を行います。

5. 衛生管理等

- ☺ 従事者の衛生管理の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めるものといたします。
- ☺ 回収した福祉用具につきましては、適切な方法により速やかに消毒を行い、保管場所は清潔・汚品を区別保管しております。(商品消毒は、業務委託となります。)

6. 介護予防福祉用具貸与のサービス利用料及びご利用者様負担及びお支払い

- ☺ サービス利用料は、当社福祉用具レンタルカタログに表示いたします。  
○カタログにご利用者様負担明記させていただいております。(月額レンタル料金の法令等で定められた負担となります。)  
○月の16日以降の納品、15日以前の引上げの場合、サービス料が半額(1/2)となります。  
但し、同月内での納品・引上げは1ヶ月分の料金となります。  
\* 契約書にも詳細をのせており、担当者よりご説明させていただきます。
- ☺ その他の費用は、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合は、事前に相談承諾いただいた場合は、その係る最低必要実費を徴収する場合があります。
- ☺ 利用料金のお支払につきましては、現金お支払いと口座引落とし用紙のご記入により、(銀行、信用金庫、労働金庫、農協、信用組合、郵便局)からの引落としによるお支払いとなります。  
\* 引き落とし(代行会社)の手続きに約2か月かかる場合があります。  
\* 金融機関の休日により引落としが翌営業日になることをご了承ください。

7. 個人情報の取扱い及び守秘義務/サービス提供記録開示

- ☺ 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族様の個人情報並びに守秘義務を原則とし必要使用目的以外、漏らしません。また、従事者でなくなった後(退職)においてもこれらの個人情報、守秘義務を雇用時に契約内容としています。
- ☺ サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いる場合はご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意をあらかじめ、文書により得るものとします。(個人情報使用目的以外の場合もその都度、ご承諾いただくようにします。)
- ☺ ご利用者様・ご家族様からのサービス提供記録等開示要求のあった場合は、双方立会いのもと開示いたします。

7. 苦情の受付につきまして

- ☺

当事業所の苦情・クレーム・修理・相談ご要望は、事業所内に担当設置いたしております。
- 苦情・相談受付担当窓口

担当者(管理者) 田中 勇仁(たなか はやひと)
- 受付時間及び連絡先

営業日及び営業時間 ☎ 0595-84-0202

☺ 行政機関その他受付機関

|                  |              |                |              |
|------------------|--------------|----------------|--------------|
| 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 | 059-369-3204 | 津市役所 福祉部 介護保険課 | 059-229-3149 |
| 四日市市役所 介護高齢福祉課   | 059-354-8170 | 菰野町役場 福祉課      | 059-391-1125 |
| 川越町役場 福祉課        | 059-366-7116 | 朝日町役場 町民福祉課    | 059-377-5652 |
| 桑名市役所 保健福祉部      | 0594-24-1170 | 三重県国民健康保険団体連合会 | 059-222-4165 |

令和 年 月 日

- ☺

介護予防福祉用具貸与サービスのご提供に、ご利用者様または、ご家族様に本書面にて重要事項説明を行いました。

(事業所)

介護ショップ まんまる

三重県亀山市栄町1488-205

管理者 田中 勇仁

重要事項説明者 福祉用具専門相談員



印

- ☺

本書面にて重要事項説明を受け、介護予防福祉用具貸与サービス提供に同意いたします。
- ☺

尚、福祉用具サービス計画(個別援助計画)の交付を受領いたします。  
(ご利用者様)

住 所

氏 名

印

(代 行 者 様)

ご利用者様との続柄

住 所

氏 名

印

- ☺

ご利用者様の自署・捺印が困難ケースや、意思決定が困難な場合など代行者による署名捺印を宜しく願います。



# 重 要 事 項 説 明 書(特定福祉用具販売)

介護販売

会 社 説 明 ご 案 内 書 類

**まんまる**  
合同会社

## 1. 事業所及び事業者の概要

|          |                                         |       |                            |
|----------|-----------------------------------------|-------|----------------------------|
| 事業所名     | 介護ショップ まんまる                             | 所在地   | 〒519-0111三重県亀山市栄町1488-205  |
| 電話番号     | 0595-84-0202(連絡先・緊急時対応)                 | 事業所番号 | 2470400355 号               |
| F A X    | 0595-84-0203                            | 管理者   | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |
| E -mail  | manmarukaigo@ybb.ne.jp                  | 事業指定  | 平成19年 6月 1日                |
| サービス提供地域 | 亀山市、鈴鹿、津市、四日市市、三重郡、桑名市、桑名郡              |       |                            |
| 事業内容     | 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 |       |                            |
| 事業者(法人)  | まんまる合同会社                                | 所在地   | 〒512-1111三重県四日市市山田町3027番地1 |
| FAX      | 059-328-2708                            | 設立年月日 | 平成19年4月23日                 |
| 法人番号     | 1903-03-000555                          | 代表    | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |

### 事業目的・方針



ご利用者様の身体状況、ご希望及びその置かれている環境を踏まえた適合的に福祉用具の選定相談援助、設置、調整を行い特定福祉用具を購入・利用することにより、ご利用者様の自立支援及び介護の軽減を図るよう支援する方針といたします。

また、関係各市町村、医療・福祉サービスの密接な連携を図り連絡、報告、調整と居宅サービス事業としてのご提供に努める方針とする。

## 2. 事業所の職員体制

| 種 類              | 従事するサービスの内容                                                                            | 人 員                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 管 理 者            | 管理者は、事業所の従業員及び業務の実地状況の把握及び業務の管理を一元的に行い管理者も福祉用具専門相談員として相談支援業務に従事する                      | 常勤兼務<br>1名                       |
| 福 祉 用 具<br>専門相談員 | 専門相談員は、寝たきり等の介護を要する高齢者などの身体状況や介護状況に応じて選定判断し、居宅計画サービスに基づき相談・支援援助業務に従事する<br>同上<br>管理者と兼務 | 常勤専従<br>3名<br>常勤兼務<br>1名<br>計 4名 |

## 3. 営業日及び営業時間

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 営 業 日   | 月曜 ～ 土曜日(日曜日・祝日、12月30日～1月3日除く)    |
| 営 業 時 間 | 午前8時30分～午後5時00分(土曜日8時30分～午後3時00分) |

- ☺ 福祉用具専門相談員としての専門知識(マニア)として  
「マ・・・まんまるに ニ・・・にこにこと ア・・・あったかい」サービスをめざします。
- ☺ まんまるの会社名由来:「満ちたりた・まる～〇(円)」後ろから読んで円満となり、福祉用具をご利用される方も介護される方もまんまるに「円満」になっていただければと命名いたしました。

#### 4. 特定福祉用具販売ご提供方法

- ☺ 特定福祉用具販売のご提供は、ご利用者様の身体状況・環境を踏まえ、福祉用具が必要と判断され、商品選定しご利用されることにより支援が可能となるよう専門知識に基づきご相談に応じるとともに、文書を示しその機能使用方法、販売料金等に関する情報をご提供し、販売(購入)に係る同意を得るものとする。  
また、ご利用者様との希望に合わせて納品等の日時調整できるよう最善をつくすものとする。
- ☺ 特定福祉用具販売のご提供は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った福祉用具のご提供を行い、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるとともに、ご利用者様に係る介護支援専門員(ケアマネージャー)相談し、購入が必要な場合においてその理由が当該計画に記載されるように必要な措置を講じます。
- ☺ また、ご担当ケアマネージャー様(居宅サービス計画)がない場合におきましては、特定福祉用具購入理由書及び選定理由書(添付資料)等作成し、購入費支給申請できるようご提供に努める。
- ☺ 福祉用具専門相談員は、ご利用者の身体状況、希望及び置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しご利用者又はその家族に対して説明及び利用者の同意を得る。(福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合はその計画に沿って作成)
- ☺ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画書を作成しご利用者に交付する。

#### 5. 衛生管理等

- ☺ 従事者の衛生管理の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めるものといたします。

#### 6. 特定福祉用具販売の商品取り扱い種目・記録・販売費用の額等の受領

- ☺ 種目: 腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの吊り具の部分・自動排泄処理装置の交換部品・排泄予測支援機器・スロープ・歩行器・歩行補助つえ  
商品は、当社福祉用具カタログ等に表示いたします。  
当社規定(通常、2割引)にて商品販売価格をご使用者様に明細書を作成し、明らかにいたします。  
価格変更が生じる場合(定価設定変更等)は、ご購入前にご利用者様にご説明いたします。
- ☺ その他の費用は、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合は、事前に相談承諾いただいた場合は、その係る最低必要実費を徴収する場合があります。
- ☺ 記録: 特定福祉用具販売をご提供した際には、ご提供した具体的なサービスの内容を記録するとともにご利用者様から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報をご提供します。
- ☺ 販売費用の額等の受領: 上記に記載、及び特定福祉用具販売提供した場合の販売費用は県に登録しました価格表に定めるとおりとする。(別紙価格表県提出に基づく)
- ☺ ご利用者様に対しての交付書類等: ①当該特定福祉用具販売事業所の名称(ご案内用紙)  
②ご提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他の必要と認められる事項を記載した証明書  
③領収書(控え)④該当特定福祉用具パンフレットその他の当該特定福祉用具の概要  
⑤福祉用具サービス計画書(個別援助計画)

#### 7. 個人情報の取扱い及び守秘義務/サービス提供記録開示

- ☺ 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族様の個人情報並びに守秘義務を原則とし必要使用目的以外、漏らしません。また、従事者でなくなった後(退職)においてもこれらの個人情報、守秘義務を雇用時に契約内容としています。
- ☺ サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いる場合はご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意をあらかじめ、文書により得るものとします。(個人情報使用目的以外の場合もその都度、ご承諾いただくようにします。)
- ☺ 当該記録については、その完結の日から2年間保存する。
- ☺ ご利用者様・ご家族様からのサービス提供記録等開示要求のあった場合は、双方立会いのもと開示いたします。



8. 苦情の受付につきまして

- ☺ 当事業所の苦情・クレーム・修理・相談ご要望は、事業所内に担当設置いたしております。

苦情・相談受付担当窓口 担当者(管理者) 田中 勇仁(たなか はやひと)

受付時間及び連絡先 営業日及び営業時間 ☎ 0595-84-0202

- ☺ 行政機関その他受付機関

|                  |              |                |              |
|------------------|--------------|----------------|--------------|
| 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 | 059-369-3204 | 津市役所 福祉部 介護保険課 | 059-229-3149 |
| 四日市市役所 介護高齢福祉課   | 059-354-8170 | 菰野町役場 福祉課      | 059-391-1125 |
| 川越町役場 福祉課        | 059-366-7116 | 朝日町役場 町民福祉課    | 059-377-5652 |
| 桑名市役所 保健福祉部      | 0594-24-1170 | 三重県国民健康保険団体連合会 | 059-222-4165 |

令和 年 月 日

- ☺ 特定福祉用具販売サービスのご提供に、ご利用者様または、ご家族様に本書面にて重要事項説明を行いました。

(事業所) 介護ショップ まんまる  
三重県亀山市栄町1488-205  
管理者 田中 勇仁  
重要事項説明者 福祉用具専門相談員

介護ショップ  
まんまる

印

- ☺ 福祉用具の取り扱い説明及び取扱説明書(保証書等)受けました(受領) 印

- ☺ 福祉用具の事故防止(危険面)・安全に使用説明を受けました 印

- ☺ 福祉用具サービス計画(個別援助計画)交付を受け取りました。 印

- ☺ 本書面にて重要事項説明を受け、特定福祉用具販売サービス提供に同意いたします。

(ご利用者様)

住 所

氏 名

印

(代 行 者 様)

ご利用者様との続柄

住 所

氏 名

印

- ☺ ご利用者様の自署・捺印が困難ケースや、意思決定が困難な場合など代行者による署名捺印を宜しくお願いいたします。



# 重 要 事 項 説 明 書(特定介護予防福祉用具販売)

介護予防販売

会 社 説 明 ご 案 内 書 類

**まんまる**  
合 同 会 社

## 1. 事業所及び事業者の概要

|          |                                         |       |                            |
|----------|-----------------------------------------|-------|----------------------------|
| 事業所名     | 介護ショップ まんまる                             | 所在地   | 〒519-0111三重県亀山市栄町1488-205  |
| 電話番号     | 0595-84-0202(連絡先・緊急時対応)                 | 事業所番号 | 2470400355 号               |
| F A X    | 0595-84-0203                            | 管 理 者 | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |
| E -mail  | manmarukaigo@ybb.ne.jp                  | 事業指定  | 平成19年 6月 1日                |
| サービス提供地域 | 亀山市、鈴鹿、津市、四日市市、三重郡、桑名市、桑名郡              |       |                            |
| 事業内容     | 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 |       |                            |
| 事業者(法人)  | まんまる 合同会社                               | 所在地   | 〒512-1111三重県四日市市山田町3027番地1 |
| FAX      | 059-328-2708                            | 設立年月日 | 平成19年4月23日                 |
| 法人番号     | 1903-03-000555                          | 代 表   | 田中 勇仁(タナカ ハヤヒト)            |

### 事業目的・方針



ご利用者様の身体状況、ご希望及びその置かれている環境を踏まえた適恰的に福祉用具の選定相談援助、設置、調整を行い特定介護予防福祉用具を購入・利用することにより、ご利用者様の自立支援及び介護の軽減を図るよう支援する方針といたします。

また、関係各市町村、医療・福祉サービスの密接な連携を図り連絡、報告、調整と居宅サービス事業としてのご提供に努める方針とする。

## 2. 事業所の職員体制

| 種 類       | 従事するサービスの内容                                                                            | 人 員                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 管 理 者     | 管理者は、事業所の従業員及び業務の実地状況の把握及び業務の管理を一元的に行い管理者も福祉用具専門相談員として相談支援業務に従事する                      | 常勤兼務<br>1名                       |
| 福祉用具専門相談員 | 専門相談員は、寝たきり等の介護を要する高齢者などの身体状況や介護状況に応じて選定判断し、居宅計画サービスに基づき相談・支援援助業務に従事する<br>同上<br>管理者と兼務 | 常勤専従<br>3名<br>常勤兼務<br>1名<br>計 4名 |

## 3. 営業日及び営業時間

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 営 業 日   | 月曜～土曜日(日曜日・祝日、12月30日～1月3日除く)      |
| 営 業 時 間 | 午前8時30分～午後5時00分(土曜日8時30分～午後3時00分) |



福祉用具専門相談員としての専門知識(マニア)として

「マ・・・まんまるに ニ・・・にこにこと ア・・・あったかい」サービスをめざします。



まんまるの会社名由来:「満ちたりた・まる～〇(円)」後ろから読んで円満となり、福祉用具をご利用される方も介護される方もまんまるに「円満」になっていただければと命名いたしました。

#### 4. 特定介護予防福祉用具販売ご提供方法

- ☺ 特定介護予防福祉用具販売のご提供は、ご利用者様の身体状況・環境を踏まえ、福祉用具が必要と判断され、商品選定しご利用されることにより支援が可能となるよう専門知識に基づきご相談に応じるとともに、文書を示しその機能使用方法、販売料金等に関する情報をご提供し、販売(購入)に係る同意を得るものとする。  
また、ご利用者様との希望に合わせて納品等の日時調整できるよう最善をつくすものとする。
- ☺ 特定介護予防福祉用具販売のご提供は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った福祉用具のご提供を行い、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるとともに、ご利用者様に係る介護支援専門員(ケアマネージャー)相談し、購入が必要な場合においてその理由が当該計画に記載されるように必要な措置を講じます。
- ☺ また、ご担当ケアマネージャー様(居宅サービス計画)がない場合におきましては、特定福祉用具購入理由書及び選定理由書(添付資料)等作成し、購入費支給申請できるようご提供に努める。
- ☺ 福祉用具専門相談員は、ご利用者の身体状況、希望及び置かれている環境を踏まえて福祉用具貸与の目標、該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しご利用者又はその家族に対して説明及び利用者の同意を得る。(福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合はその計画に沿って作成)  
福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画書を作成しご利用者に交付する。

#### 5. 衛生管理等

- ☺ 従事者の衛生管理の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めるものといたします。

#### 6. 特定介護予防福祉用具販売の商品取り扱い種目・記録・販売費用の額等の受領

- ☺ 種目：腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの吊り具の部分・自動排泄処理装置の交換部品・排泄予測支援機器・スロープ・歩行器・歩行補助つえ  
商品は、当社福祉用具カタログ等に表示いたします。  
当社規定(通常、2割引)にて商品販売価格をご使用者様に明細書を作成し、明らかにいたします。  
価格変更が生じる場合(定価設定変更等)は、ご購入前にご利用者様にご説明いたします。
- ☺ その他の費用は、福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合は、事前に相談承諾いただいた場合は、その係る最低必要実費を徴収する場合があります。
- ☺ 記録： 特定介護予防福祉用具販売をご提供した際には、ご提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに  
ご利用者様から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報をご提供します。
- ☺ 販売費用の額等の受領： 上記に記載、及び特定福祉用具販売提供した場合の販売費用は県に登録しました  
価格表に定めるとおりとする。(別紙価格表県提出に基づく)
- ☺ ご利用者様に対しての交付書類等： ①当該特定介護予防福祉用具販売事業所の名称(ご案内用紙)  
②ご提供した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他の必要と認められる事項を記載した証明書  
③領収書(控え)④該当特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要  
⑤福祉用具サービス計画書(個別援助計画)

#### 7. 個人情報の取扱い及び守秘義務/サービス提供記録開示

- ☺ 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族様の個人情報並びに守秘義務を原則とし必要使用目的以外、漏らしません。また、従事者でなくなった後(退職)においてもこれらの個人情報、守秘義務を雇用時に契約内容としています。
- ☺ サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いる場合はご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意をあらかじめ、文書により得るものとします。(個人情報使用目的以外の場合もその都度、ご承諾いただくようにします。)
- ☺ 当該記録については、その完結の日から2年間保存する。
- ☺ ご利用者様・ご家族様からのサービス提供記録等開示要求のあった場合は、双方立会いのもと開示いたします

8. 苦情の受付につきまして

- ☺ 当事業所の苦情・クレーム・修理・相談ご要望は、事業所内に担当設置いたしております。

苦情・相談受付担当窓口 担当者(管理者) 田中 勇仁(たなか はやひと)

受付時間及び連絡先 営業日及び営業時間 ☎ 0595-84-0202

- ☺ 行政機関その他受付機関

|                  |              |                |              |
|------------------|--------------|----------------|--------------|
| 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 | 059-369-3204 | 津市役所 福祉部 介護保険課 | 059-229-3149 |
| 四日市市役所 介護高齢福祉課   | 059-354-8170 | 菰野町役場 福祉課      | 059-391-1125 |
| 川越町役場 福祉課        | 059-366-7116 | 朝日町役場 町民福祉課    | 059-377-5652 |
| 桑名市役所 保健福祉部      | 0594-24-1170 | 三重県国民健康保険団体連合会 | 059-222-4165 |

令和 年 月 日

- ☺ 特定介護予防福祉用具販売サービスのご提供に、ご利用者様または、ご家族様に  
本書面にて重要事項説明を行いました。

(事業所) 介護ショップ まんまる

三重県亀山市栄町1488-205

管理者 田中 勇仁

重要事項説明者 福祉用具専門相談員



㊞

- ☺ 福祉用具の取り扱い説明及び取扱説明書(保証書等)受けました(受領)

㊞

- ☺ 福祉用具の事故防止(危険面)・安全に使用説明を受けました

㊞

- ☺ 福祉用具サービス計画(個別援助計画)交付を受け取りました

㊞

- ☺ 本書面にて重要事項説明を受け、特定介護予防福祉用具販売サービス  
提供に同意いたします。

(ご利用者様)

住 所

氏 名

㊞

(代 行 者 様)

住 所

氏 名

㊞

ご利用者様との続柄

- ☺ ご利用者様の自署・捺印が困難ケースや、意思決定が困難な場合など代行者による署名捺印  
を宜しくお願いいたします。